

ご契約のしおり（抜粋版）／契約概要／注意喚起情報



無配当新7大疾病一時金保険（返戻金なし型）S

目次

「ご契約のしおり（抜粋版）」……………P.1～2

「契約概要」……………P.3～5

「注意喚起情報」……………P.6～7

朝日生命 お客様サービスセンター

☎[®] 0120-360-567

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
〔但し、祝日、12月31日～1月3日を除く〕

お客様の個人情報の取り扱いについて

- 朝日生命における個人情報の利用目的について
保険契約等申し込みの際に、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。
 - 朝日生命の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - 朝日生命または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - 朝日生命の業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究※朝日生命の個人情報のお取り扱いにつきましては、朝日生命ホームページ（<http://www.asahi-life.co.jp>）にも掲載しておりますので合わせてご確認ください。
- 朝日生命における機微（センシティブ）情報の取り扱いについて
被保険者等の身体、健康情報に関する保健医療等の情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、朝日生命業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的のために取得、利用させていただきます。
- 支払査定時照会制度について
朝日生命は、生命保険制度が健全に運営され、給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記の通り、朝日生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。
給付金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。
 - 朝日生命は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、朝日生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
 - 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
 - 朝日生命が保有する相互照会事項記載の情報については、朝日生命が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、朝日生命の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、朝日生命の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
 - (3) 保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

6 給付金などをお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金などをお支払いいたしません。

- 責任開始の時より前の疾病や災害を原因とする場合
なお、ご契約（特約）により、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなすお取り扱いがあります。
 - ・告知等により朝日生命が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合（事実の一部について告知いただいていないこと等により、その原因に関する事実を朝日生命が正確に知ることができなかった場合を除きます）
 - ・病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかった場合
 - ・「先進医療特約（返戻金なし型）S」について、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に療養を受けた場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取り消しとなった場合
- 給付金などを詐取る目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約（特約）が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が消滅（未払消滅）した場合
- 保険契約について詐欺によりご契約が取り消しとなった場合
- 給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険契約者・受取人などの故意によりお支払事由が生じた場合
- 「先進医療特約（返戻金なし型）S」の先進医療給付金・先進医療見舞金について、保険契約者・被保険者の故意または重大な過失によりお支払事由が生じた場合

7 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中に口座振替等の方法により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅（未払消滅）となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません（ご契約の復活の取り扱いはありません）。
- 「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加した保険契約のお申し込みがあつてもお引き受けできない場合があります。

8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あつてもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。
- 保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類（終身保険等）によっては保険料が引き上げられることがあります。

9 解約と返戻金について

- ご契約の解約はいつでもお取り扱いできますが、以後の保障はなくなります。
- この商品には解約返戻金はありません。

10 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した一時金額等が削減されることがあります。
- 朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時の一時金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構 [TEL 03-3286-2820] までお問い合わせください。
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時から正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

11 給付金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

- 給付金等のお支払事由が生じた場合やお支払いの可能性ががあると思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでお問い合わせください。
- お支払事由、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「ご契約のしおりー約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 給付金等のお支払事由が生じたときは、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約（2016）S」を付加されますと被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人がご請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約（2016）S」を付加されたときは、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

（引受保険会社）

朝日生命保険相互会社

本社／〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1

☎[®] 0120-360-567

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
〔但し、祝日、12月31日～1月3日を除く〕

ご契約のしおり（抜粋版）

これはご契約にともなう大切なことからについて記載した「ご契約のしおり」の抜粋となります。お申し込みを受け付けたのち、「ご契約のしおり-約款」をお送りしますので、再度ご確認ください。「ご契約のしおり-約款」はお申し付けいただければ事前に送付させていただきます。また、「ご契約のしおり-約款」につきましては、朝日生命のホームページ（http://www.asahi-life.co.jp/）にも掲載しております。

お知らせとお願い

- 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人について
 - 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。
 - また、ご契約の成立後（保険契約者の変更といったご契約の内容の変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する朝日生命の承諾が必要になります。
- 告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社（朝日生命所定の書面「告知書」（電子機器上の告知画面を含みます。以下、同じとします。）にご記入いただく場合）および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

- クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回）について
 - 生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださいますようお願いいたします。
 - 申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（「ご契約のしおり」・「注意喚起情報」）を受け取った日（注1）または第1回保険料相当額の領収日（注2）のいずれか遅い日（「責任開始」に関する特約S）を付加した場合は保険契約の申込日、またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（「ご契約のしおり」・「注意喚起情報」）を受け取った日のいずれか遅い日）から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。（注1）ご契約のしおり（抜粋版）を受け取った場合は、ご契約のしおり（抜粋版）を受け取った日を含みます。（注2）第1回保険料相当額を口座振込みでお払込みいただいた場合は朝日生命着金日、クレジットカードにてお払込みいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日とします。なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初の領収日とします。
 - お申し込みの撤回等は書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により下記「朝日生命　金融代理店業務グループ」宛発信してください。この場合、書面には、以下の事項を全て記載し、お申し込みの撤回等をする旨、明記してください。
 - お申し出方法

<div> <div><書面に記載いただく事項></div> <div>①お申し込みを撤回する意思　②申込者氏名（自署）・住所・電話番号　③申込番号（「契約申込書（保険契約者様控）」の上部10桁の数字）　④保険料　⑤取扱代理店名　⑥申込日</div> <div>⑦申出日　⑧返金先口座（銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人（フリガナ））</div> <div>※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出いただきますようお願いいたします。</div> <div>※⑧の返金先口座は、すでに保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。</div> <div><書面の郵送先></div> <div>〒206-8611　東京都多摩市鶴牧1-23　朝日生命　金融代理店業務グループ</div> </div>

- お申し込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。申込者等から特にお申し出のない場合は、あらかじめご指定いただいた保険料の振替口座へ返金いたします。なお、返金できる申込者等の口座をあらかじめご指定していない場合は、返金する口座をご指定いただけます。
- 朝日生命は、申込者等に対し、お申し込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求いたしません。
- お申し込みの撤回等の書面発信時に給付金等のお支払事由が生じている場合は、お申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面発信時に、申込者等が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 次の場合にはお申し込みの撤回等のお取り扱いをいたしません。
 - 申込者等が法人（会社）または個人事業主（雇用主）の場合　●朝日生命が指定した医師の診査が終了した場合
- 4. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ
 - 一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - 新たにお申し込みの新7大病病一時金保険（返戻金なし型）S、7大病病初回一時金特約（返戻金なし型）Sの保険期間開始の日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合（保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます）には、7大病病一時金、7大病病初回一時金はお支払いいたしません。また、保険期間開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合（保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます）、保険料払込免除特則による保険料の払込免除も行いません。
 - 保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がった場合には、保険種類（終身保険等）によっては保険料が引き上げられることがあります。

ご契約に際して

- 1. 告知について
 - (1)告知義務について
 - 保険契約者（被保険者）には健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務と**いいます。
 - 生命保険は、多数の人々が健康状態を出しあって、相互に保障しあう制度です。
 - したがって、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されすと、保険料負担の公平性は保たれません。
 - ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業**などについて「告知書」で朝日生命がおたすねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
 - 告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社（朝日生命所定の書面「告知書」）にご記入いただく場合）および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**また、募集代理店の担当者（生命保険募集人）が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知しただけで誘導することはありません。
 - 「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」をご検討されている方は次のことにご留意ください。**
 - 一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」の場合は、「新たなご契約の責任開始の時」から告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引き受けできないかかったり、その告知をされなかった場合に解除または取り消しとなることもあります**ので、ご留意くださいますようお願いいたします。
 - (2)告知義務違反について
 - もし**事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただきます、給付金等をお支払いできないことがあります。**告知いただくことからは、告知書等に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（新7大病病一時金保険（返戻金なし型）S、7大病病初回一時金特約（返戻金なし型）Sの場合は保険期間開始の時。以下同じ）から2年以内であれば、朝日生命は「**告知義務違反**」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始の日から2年を経過していても、給付金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。ただし、「給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との間に、全く因果関係が認められない場合には、給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除します。

- ご契約（特約）を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- 告知にあたり、募集代理店の担当者（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、朝日生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、募集代理店の担当者（生命保険募集人）のごこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、朝日生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、朝日生命はご契約または特約を解除することができます。なお、前記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできない**ことがあります**。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなる**ことがあります**。また、**すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません**。
- (3)傷病歴・通院事実等を告知された場合
 - 傷病歴がある場合でも、その内容によってはご契約をお引き受けさせていただくことがあります。（ご契約をお引き受けできないこと（注）や「割増保険料の払込み」「給付金等の削減支払」【特定部位・指定疾病】についての不担保）および「特定高度障害状態についての不担保」などの特別条件をつけてお引き受けさせていただくこともあります。）（注）この場合、保険契約者から特にお申し出がない限り、領収金額をあらかじめご指定いただいた保険料の振替口座に返金いたします。なお、返金できる保険契約者の口座をあらかじめご指定いただいていない場合は、返金する口座をご指定いただけます。
 - 朝日生命では、以下の商品を販売しておりますので、健康に不安のある方はご検討ください。
 - ・「スマイルメディカル ワイド」〔無配当引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）S〕

「スマイルメディカル ワイド」は、健康に不安のある方向けの商品ですので、保険料は朝日生命の代理店で取り扱っているその他の医療保険に比べて割高となっています。なお、ご契約にあたっては朝日生命所定の条件がありますので、詳しくは募集代理店の担当者にお問い合わせください。

- 2. 保障の責任開始の時について
 - 保険契約は、保険契約者からのお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障は以下の時から開始します。
 - 第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合（「責任開始」に関する特約S）を付加した場合）お申し込みと告知（診査）が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

- 前記以外の場合
 - お申し込み、告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込みが、ともに完了した時（注）からご契約上の責任を開始します。（注）第1回保険料相当額のお払込みが完了した時とは、第1回保険料相当額を口座振込みでお払込みいただいた場合は朝日生命着金日、クレジットカードにてお払込みいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日とします。なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初お払込みの時とします。
- 新7大病病一時金保険（返戻金なし型）S、7大病病初回一時金特約（返戻金なし型）Sにおけるがん給付のお支払いおよび保険料払込免除特則における悪性新生物による保険料の払込免除については、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険契約上の責任を開始します。
- お申し込みいただいたご契約についてお引き受けするか否かを朝日生命が決定する前に被保険者となる方が死亡した場合には、死亡されていなかったならばご契約をお引き受けしたであろうと認められ、死亡時までにご告知も第1回保険料相当額も受領しているときに限り、ご契約をお引き受けしたものとしてお取り扱いします。<「責任開始」に関する特約S）について>
 - この特約を付加したご契約の第1回保険料は、払込期間（注1）中の振替日に「保険契約者が指定した口座」から振り替えます。
 - 振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます（保険料の払込方法が月払の場合には、第2回保険料とともに振り替えます。）。
 - 猶予期間（注2）満了日までに、第1回保険料のお払込みがないとき、ご契約は消滅します。この場合、以後、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S）を付加したご契約のお申し込みがあってもお引き受けできない場合があります。
 - 第1回保険料をお払込みいただく前に、給付金等の支払事由が発生した場合、お支払いする給付金等から第1回保険料を差し引きます。また、第2回以降の保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合には、未払込保険料も差し引きます。なお、お支払いする給付金等が、当該期間までにお払込みいただく必要がある保険料に不足する場合、未払込保険料をお払込みいただけます。
 - 第1回保険料をお払込みいただく前に、保険料の払込免除事由に該当された場合には、第1回保険料をお払込みいただくことで、保険料が払込免除となります。なお、第2回以降の保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合には、未払込保険料もお払込みいただく必要があります。
 - 第1回保険料のお払込み前は、主契約の減額、特約のみの解約をすることはできませんが、朝日生命所定の条件があります。（注1） 責任開始の日からその翌月末日までをいいます。（注2） 払込期間の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までをいいます。

給付金をお支払いできない場合について（保障内容につきましては、「契約概要」をご確認ください）

- 1. 免責事由に該当した場合
 - 死亡給付金について
 - 被保険者が次のいずれかによって死亡されたとき
 - ・保険契約者または死亡給付金受取人の故意　　・戦争その他の変乱（注）
 - 先進医療給付金、先進医療見舞金について
 - 被保険者が次のいずれかによってお支払事由に該当されたとき
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき　　・被保険者の犯罪行為によるとき　　・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき　　・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき　　・ちうちち症または腰痛ですけれども他覚所見のないもの
 - ・地震、噴火または津波によるとき（注）　　・戦争その他の変乱によるとき（注）

（注）お支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、給付金等の金額の一部または全部をお支払いします。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が解除された場合「ご契約に際して」の「1.（2）告知義務違反について」をご確認ください。
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合

朝日生命は、次のいずれかの重大事由が生じたときには、ご契約または特約を解除します。 <div> <div>①保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は、被保険者を除きます。）または給付金等の受取人が、給付金等を詐取る目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含む）をしたとき</div> <div>②給付金等のご請求に関して、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含む）があったとき</div> <div>③他のご契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき</div> <div>④保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき <ul style="list-style-type: none">・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること ・保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることと認められること</div> <div>⑤次の事由などにより、保険契約者、被保険者または給付金等受取人に対する信頼を損ない、かつ、このご契約を継続することを期待しえない上記①～④と同等の事由があるとき <ul style="list-style-type: none">・このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき ・保険契約者、被保険者または給付金等受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されたとき</div> </div>

重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、朝日生命は給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。なお、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

- 詐欺による取り消し、不法取得目的による無効の場合
 - 詐欺による取り消しについて
 - 保険契約者または被保険者の詐欺により、朝日生命がご契約のお申し込みを承諾したときは、ご契約を取り消し、お払込みいただいた保険料は払戻しいたしません。
 - 不法取得目的による無効について
 - 朝日生命は、ご契約の加入状況、ご契約成立後の給付金等の請求の状況などから判断して、保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的でご契約を締結されたものと認められる場合は、そのご契約は無効とし、お払込みいただいた保険料は払戻しいたしません。
- ご契約または特約が消滅（未払消滅）した場合
「消滅（未払消滅）」については「保険料のお払込み」の「2.保険料払込みの猶予期間と消滅について」をご確認ください。

- お支払事由に該当しないその他の場合
 - (1)7大病病一時金、7大病病初回一時金について
 - がん給付の責任開始の時にごんと診断確定されていた被保険者が、がん給付の責任開始の時以後新たにがんになったと診断確定されたとき（ただし、がん給付の特別取扱いが適用されている場合を除きます。）
 - がん以外については、がん給付以外の給付の責任開始の時前の疾病を原因とするとき
 - (2)先進医療給付金、先進医療見舞金について
 - 責任開始の時前の不慮の事故または疾病を原因とするとき
 - 責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後先進医療による療養を受けたとき等
 - 告知等により会社を知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - 病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき（注）「責任開始の時」については「ご契約に際して」の「2.保障の責任開始の時について」をご確認ください。
- 被保険者の薬物依存によるとき

保険料のお払込み

- 保険料の払込方法について
 - 払込方法（経路）には次のような方法があります。
 - 口座振替扱によるお払込みについて
 - 朝日生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定された口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法です。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行いたしません。
 - クレジットカード扱によるお払込みについて
 - 朝日生命が提携しているカード会社を経由して、保険料をお払込みいただく方法です。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行いたしません。クレジットカード扱には、朝日生命所定の要件があります。
- 保険料払込みの猶予期間と消滅について
 - 保険料は払込期中にお払込みください。払込期中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料のお払込みの猶予期間とします。なお、お払込みがないまま猶予期間が経過し月末、ご契約は消滅（未払消滅）となり、効力がなくなりませ。その場合、消滅した契約を元に戻すことはできません（ご契約の復活の取扱いはありません）。
- 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱いについて
 - 保険料の払込方法（回数）が年払のご契約で保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅等（注1）により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次のようなお取り扱いとなります。<お支払いする額>
 - すでに払込まれた保険料（注2）のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約応当日（月単位）からその月ごとの応当日の属する保険料払込期間の末日までの月数に対応する保険料相当額
 - （注1）ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。（注2）保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限りませ。

①ご注意ください　払込方法（回数）が月払のご契約については、上記「保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱い」はありません。

契約概要 必ずお読みください

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、ご契約のお申し込みに際して特にご留意いただきたい事項を記載しております。内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

■名称：朝日生命保険相互会社
■住所：〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
お客様サービスセンター ☎0120-360-567 ホームページアドレス <http://www.asahi-life.co.jp>

特約	無配当7大疾病初回一時金特約（返戻金なし型）S	◇7大疾病初回一時金
	無配当新7大疾病一時金保険（返戻金なし型）S	◇7大疾病一時金
主契約	保険料払込免除特別適用	または 保険料払込免除特別非適用
	保険料払込期間：終身払	

■*がんを原因とする保障の責任開始期は保険期間開始の日から90日を経過した日の翌日からとなります。
■*その他、無配当先進医療特約（返戻金なし型）Sを付加することができます。

この保険は代理店専用商品です。保険料のお払込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっております。

■お取り扱い（募集代理店によって異なります）		
	新7大疾病一時金保険（返戻金なし型）S	7大疾病初回一時金特約（返戻金なし型）S
最低取扱金額	30万円～（10万円単位）	20万円～（10万円単位）*1
告知書扱いの最高取扱金額	7大疾病一時金額、7大疾病初回一時金額を合計*2して ◇15歳～59歳……500万円まで ◇60歳～80歳……300万円まで	
契約年齢	15～80歳	
保険期間	終身	
保険料払込期間	終身払	
保険料払込方法（回数）	□座振替扱（月払・年払）、クレジットカード扱（月払）	
最低保険料	（付加特約の保険料を含んで）月払:800円、年払:8,800円	
備考	*1 7大疾病初回一時金特約（返戻金なし型）Sを付加しないことも可能です。その場合、7大疾病初回一時金のお支払いはありません。 *2 朝日生命の同種の保障を通算します。	

3 ご契約のお引き受けについて

■現在入院中の方のご契約はお引き受けできません。
■既往症・現在の健康状態・ご職業・生命保険加入状況等によっては、ご契約および特約をお引き受けできないときや、「割増保険料の払込み」「給付金等の削減支払」「特定部位または指定疾病についての不担保」および「特定高度障害状態についての不担保」などの特別条件をつけてお引き受けさせていただくこともあります。
■朝日生命の基準により、ご希望の7大疾病一時金額、7大疾病初回一時金額でお引き受けできないときがあります。
■日本国内にお住まいの方のご契約のみ、お引き受けいたします（ご契約後の転居につきましては、国内外を問わず保障は継続いたします）。
■その他朝日生命の基準により、他の保険契約者との公平性を保つためご契約をお引き受けできないときがあります。

4 保障内容

■7大疾病一時金、7大疾病初回一時金について
責任開始の時*1以後保険期間中に以下の支払事由に該当した場合にお支払いします。詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。

	支払事由
6大疾病	がん がん（上皮内がんを含みます） と診断確定されたとき
	急性心筋梗塞または拡張型心筋症 次のいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞で入院したとき、または急性心筋梗塞の治療を直接の目的として手術*2を受けたとき ②拡張型心筋症で入院したとき、または拡張型心筋症の治療を直接の目的として手術*2を受けたとき
	脳卒中または脳動脈瘤 次のいずれかに該当したとき ①脳卒中で入院したとき、または脳卒中の治療を直接の目的として手術*2を受けたとき ②脳動脈瘤が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術*2を受けたとき
	慢性腎不全 慢性腎不全を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①その疾病により永続的な人工透析療法を開始したとき ②その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき
	肝硬変 肝硬変を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①その疾病により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道・胃静脈瘤の治療を直接の目的として手術*2を受けたとき ②その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき
	糖尿病 糖尿病を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①その疾病により糖尿病性網膜症*3を発病し、その治療を直接の目的として手術*4を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症*3により、両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術*4を初めて受けたものとみなします。） ②その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽*5の治療を直接の目的として、1手の1手指以上または1足の1足指以上について切断術を受けたとき
高血圧性疾患 高血圧性疾患を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①その疾病により生じた大動脈瘤もしくは解離性大動脈瘤が破裂したと医師によって診断されたとき ②その疾病により生じた大動脈瘤もしくは解離性大動脈瘤の治療を直接の目的として手術*2を受けたとき	

■*1 がんを原因とする保障（「がん給付」）の責任開始期は保険期間開始の日から90日を経過した日の翌日からとなります。
■*2 開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
■*3 糖尿病性網膜症には糖尿病性黄斑症など、糖尿病のうち眼合併症をともなうものを含みます。
■*4 網膜または硝子体に対する手術をいいます。
■*5 糖尿病性壊疽には糖尿病性動脈硬化症など、糖尿病のうち末梢循環合併症をともなうものを含みます。

■7大疾病一時金の2回目以降の支払いについて
がんによる7大疾病一時金、6大疾病による7大疾病一時金それぞれについて、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したときは、新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金をお支払いします。
●拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは1回限りとなります。
●急性心筋梗塞、脳卒中については新たに発病していること、脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、大動脈瘤、解離性大動脈瘤については新たに生じていることが必要となります。
●がんによる7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的とする入院を開始したときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
●がんによる7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
●6大疾病による7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」に拡張型心筋症、新たに発病した急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする継続入院中のときは、その日に拡張型心筋症、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする新たな入院を開始したものとして取り扱います。

<保障内容に関する注意事項>
●がんを原因とする給付の責任開始の時より前になんと診断確定されていた場合（保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます）には、新7大疾病一時金保険（返戻金なし型）S（付加特約を含みます）は無効となり、給付金等はお支払いいたしません。
●同時期にがんによる7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いいたしません。また、同時期に6大疾病による7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いいたしません。
●7大疾病初回一時金特約（返戻金なし型）Sの7大疾病初回一時金のお支払いは1回限りです。

■保険料払込免除特別について
保険料払込免除特別を適用したご契約については、責任開始の時以後保険料払込期間中に以下の保険料の払込免除事由に該当した場合に、以後の保険料のお払込みが免除となります。詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。

	保険料の払込免除事由
悪性新生物による保険料の払込免除	この特約の「悪性新生物による保険料の払込免除」の責任開始の時*以後保険料払込期間中に、悪性新生物（上皮内がんを含みません）と診断確定されたとき
6大疾病による保険料の払込免除	7大疾病一時金の急性心筋梗塞または拡張型心筋症、脳卒中または脳動脈瘤、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患の支払事由に該当したとき

■*「悪性新生物による保険料の払込免除」の責任開始の時は保険期間開始の日から90日を経過した日の翌日からとなります。

●がんを原因とする給付の責任開始の時より前になんと診断確定されていた場合（保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます）には、新7大疾病一時金保険（返戻金なし型）S（付加特約を含みます）は無効となり、保険料払込免除特別による保険料の払込免除は行いません。
●保険料払込免除特別を適用した後に、この特約のみを取り消すことはできません。

■保険料払込免除特別の適用・非適用にかかわらず、ご契約後、保険料払込期間中に、疾病または傷害により所定の高度障害状態になられたときや、傷害により所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料の払込みが免除となります。

5 無配当先進医療特約（返戻金なし型）Sについて

■お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。			
	お支払事由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	不慮の事故や疾病により公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき	1回の療養につき先進医療の技術にかかる費用（自己負担額）と同額	1回の療養につき450万円 通算して2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	1回の療養につき先進医療給付金の支払金額の10%相当額	1回の療養につき45万円 通算して200万円

<保障内容に関する注意事項>
●この特約の付加は、朝日生命のすべての先進医療特約と通算して、同一被保険者について1件限りとします。
●先進医療給付金は、1回の療養につき、厚生労働大臣が定める先進医療の技術にかかる費用と同額（被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額）をお支払いします。
●お支払対象となる先進医療とは、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にて行われるものに限る）をいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科（歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科）のみで実施することが定められている先進医療は支払対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、随時見直しされます。
●同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。
●法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「先進医療特約（返戻金なし型）S」の支払事由に影響を及ぼすときは、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります（変更日の2か月前までに保険契約者へ連絡します）。
●主契約の保険料のお払込みが免除された場合には、同時に特約の以後の保険料のお払込みも免除となります。

6 指定代理請求特約（2016）Sについて

■給付金等の受取人となる被保険者が給付金等をご請求できない事情（事故やご病気により意識不明の状態で意思表示ができない場合など）があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって給付金等をご請求することができる制度です。
■指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその給付金等のご請求を受けてもお支払いいたしません。
■指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡いたしませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
■保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命宛ご照会を受けたときは、給付金等のお支払いをしていること、またはご契約の一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。このため、被保険者本人がご自身の健康状態（被保険者の病名ががんであることなど）について知る可能性がありますので、お含み置きください。

7 解約返戻金について

■この保険契約には解約返戻金はありません。

8 死亡給付金について

■この保険契約には死亡給付金はありません。

9 満期保険金等について

■この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付のお取り扱いもありません。

10 保険料について

■具体的な保険料については、商品/パンフレット等をご確認ください。
■保険料の払込方法(回数)が年払のご契約が、払い込まれた保険料により保障される期間の途中で、解約等により消滅したときまたは保険料のお払込みが免除されたときに、保険料の未経過分に相当する返還金がある場合にはその返還金をお支払いします。

11 配当金について

■この商品には配当金はありません。

12 生命保険料控除制度について

■「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
■「生命保険料控除制度」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごとに区分し、算出します。
■この保険契約の主契約・特約の「控除証明区分」は、「介護医療保険料」となります。
※税務のお取り扱いについては、平成29年5月現在の税制に基づいて記載しております。将来的に税制が変更され、お取り扱いが変わる場合があります。なお、個別のお取り扱い等については、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

13 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

■保険料は払込期月中に口座振替等の方法により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
■お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅(未払消滅)となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。
■「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加した保険契約のお申し込みがあっても、お引き受けできない場合があります。

注意喚起情報

必ずお読みください

◆この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。
●以下は、お客様にとって不利益となる事項が記載されていますので、特にご留意ください。

⚠ 6.給付金などをお支払いできない場合について 8.現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご注意事項 9.解約と返戻金について

◆ご契約の際には「ご契約のしおりー約款」とあわせて内容をご確認いただいたうえ、大切に保管してください。
●「ご契約のしおりー約款」はお支払事由および制限事項の詳細など、ご契約について大切な事項や必要な保険の知識などを説明しています。

1 クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について

■申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり」(「ご契約のしおり(抜粋版)」を含みます)・「注意喚起情報」)を受け取った日または第1回保険料相当額が朝日生命所定の金融機関口座へ着金した日*のいずれか遅い日(「責任開始に関する特約S」を付加した場合は保険契約の申込日、またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり」・「注意喚起情報」)を受け取った日のいずれか遅い日)から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約の撤回またはご契約の解除をすることができます。
※クレジットカードにてお払込みいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日とします。
■お申し込みの撤回等は**書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます**ので、次の①～③の内容を記載した書面を郵便により「朝日生命 金融代理店業務グループ」宛発信してください。
①お申し込みの撤回等をする旨の文言 ②申込者氏名(自署)・住所・電話番号
③申込番号(「契約申込書(保険契約者様控)」の上部10桁の数字)・保険料・取扱代理店名・申込日・申出日・返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))

[宛先]〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 「朝日生命 金融代理店業務グループ」

※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出いただきますようお願いいたします。

■お申し込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。
■申込者が法人(会社)または個人事業主の場合は、お申し込みの撤回のお取り扱いができません。

2 保障の責任開始の時について

■お申し込みいただいたご契約について、朝日生命がお引き受けすることを決定した場合の保障の開始の時は、次のとおりです。
●「責任開始に関する特約S」を付加されたご契約の場合には、お申し込みと告知(診査)が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。
●上記以外の場合、お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時(注)からご契約上の責任を開始します。
●ただし、「新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S」「7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S」におけるがんを原因とする給付および保険料払込免除特別における悪性新生物による保険料の払込免除の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。
(注)第1回保険料相当額のお払込みが完了した時とは、第1回保険料充当金を口座振込みでお払込みいただいた場合は朝日生命所定の金融機関口座に着金した日、クレジットカードにてお払込みいただいた場合には、取扱クレジットカード会社による利用承認日とします。なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

3 告知義務について

■**保険契約者や被保険者には朝日生命がおたすねする健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。**
●生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業に従事されている方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間における保険料負担の公平性が保たれません。
●ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業などについて**「告知書」(電子機器上の告知画面を含みます。以下、同じとします。)**で朝日生命がおたすねすることについて、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**
●朝日生命が指定する医師による診査の場合、医師が口頭で告知を求める場合があります。その場合も同様に事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。
●告知をお受けできる権利(告知受領権)は、生命保険会社(朝日生命所定の書面「告知書」にご記入いただく場合)および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。**
■**告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。**
●告知いただくことからは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始の時から2年以内であれば、**朝日生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
◇責任開始の時から2年を経過していても、給付金などのお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除したときは、たとえ給付金などのお支払事由が発生していても、これをお支払いできません。**また、**保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。**
ただし、「給付金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、「給付金などをお支払い」または「保険料のお払込みを免除」することがあります。
◇ご契約(特約)を解除したときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
●ご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないことがあります。
◇例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

⚠ 傷病歴などがある場合、ご契約のお引き受けをお断りすることもあります。特別条件(「保険料の割増」「給付金の削減」「特定部位・指定疾病不担保」「特定高度障害状態についての不担保」など)をつけてお引き受けすることがあります(傷病によっては特別条件をつけずにお引き受けできる場合があります)。

4 ご契約内容等の確認制度について

■ご契約のお申し込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。**
■給付金などのお支払いおよび保険料払込免除などのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が、**給付金などをお支払いするための確認・照会に訪問をさせていただく場合があります。**

5 生命保険募集人について

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎0120-360-567